

消安委第8号
令和元年5月31日

消費者庁長官 殿
経済産業大臣 殿

消費者安全調査委員会
委員長 中川 丈久

消費者安全法第33条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、歩行型ロータリ除雪機による事故に関して行った、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

1 経済産業大臣への意見

(1) 設計における対策の実施

経済産業省は、現行の除雪機の安全装置に関する課題を踏まえ、使用者の負担の軽減や、操作性の改善等の観点から、安全装置が多角化された除雪機の開発を行うことを、製造業者等に対して促すべきである。その上で、使用者の買換えを促すなど、開発された除雪機の普及を図るべきである。

また、経済産業省は、必要に応じてSSS規格の改正等を行うことを、製造業者等に対して促すべきである。

(2) 事故情報の共有促進

① N I T Eの調査による事故情報の製造業者等への共有の充実

経済産業省は、事故情報の製造業者等への共有が充実するよう、N I T Eが協議会へ参加して情報交換を行うことを促すなど、具体的な仕組みの構築を図るべきである。その際、必要に応じて警察庁及び総務省消防庁の協力を得るべきである。

② 業界全体での事故情報の共有促進

経済産業省は、事故情報を製造業者間で共有し活用するための仕組みを協議会の内部に構築する等、必要な対策を講じることを、製造業者等に対して促すべきである。

(3) 事故リスクの周知の充実

経済産業省は、本報告書の内容を参考に、デッドマンクラッチを無効化することによる事故リスクなど、特に留意すべき事項の使用者への周知を図るため、地方公共団体の協力を受けて、事故リスクの周知のために必要な取組を積極的に実施することを、製造業者等に対して促すべきである。

2 消費者庁長官への意見

(1) 事故情報の収集の促進

消費者庁は、必要に応じて警察庁及び総務省消防庁の協力を得つつ、除雪機による事故の発生が網羅的に把握されるよう、必要な対策を講じるべきである。

(2) 事故リスクの周知の充実

① 地方公共団体による周知の充実

消費者庁は、地方公共団体が行う事故リスクの周知に係る取組に資するよう、本報告書の内容を踏まえ、デッドマンクラッチを無効化す

ることによる事故リスクなど、特に留意すべき事項を、地方公共団体に対して提供すべきである。

② 国の関係行政機関による周知の充実

消費者庁は、本報告書の内容を踏まえ、デッドマンクラッチを無効化することによる事故リスクなど、特に留意すべき事項の使用者への周知を図るため、使用者及び関係行政機関に向けて情報を提供すべきである。